

離職者等再就職訓練事業
(知識等習得コース等)
受託希望機関向け説明会 次第

令和7年10月29日（水）
14時～

1 開 会

2 あいさつ

3 説明内容

（1）離職者等再就職訓練事業とは

（2）企画提案募集について

- ① 令和8年度事業 実施コース予定数
- ② スケジュールについて
- ③ 受託要件について
- ④ 知識等習得コース等におけるオンライン訓練について
- ⑤ 託児サービスの設定促進の取組みについて
- ⑥ 大型自動車一種運転業務従事者育成コースについて
- ⑦ その他

（3）実施にあたっての注意事項

4 質 疑

5 閉 会

離職者等再就職訓練事業概要

1 事業概要

国からの委託を受け、離職者の再就職に向けて、大学や専修学校、NPO、企業など訓練実施機関に委託して行う公共職業訓練。

2 実施主体

県立テクノスクール

3 訓練対象者

公共職業安定所に求職申込を行っている者であって、公共職業安定所長の受講指示等を受けた者

4 受講料等

無料（本人所有となるテキスト代等は本人負担）

5 コース概要

① 長期高度人材育成コース

正社員就職を希望する非正規雇用労働者等に、企業が求める国家資格等の高い職業能力を付与するための1年間から2年間のコース

② 知識等習得コース

求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するためのコース

パソコン(オフィス系)

経理簿記

その他

デジタル人材育成【DX推進スキル標準対応コース（令和6年度追加）】

介護職員初任者研修

介護職員実務者研修

託児付き

③ 建設人材育成コース

建設機械の運転技能だけでなく、パソコンスキル等の知識・技能を習得し、建設分野における多様な人材を育成するコース

④ デュアルシステムコース

民間教育訓練機関等を活用した座学と事業主等への委託による企業実習及び企業実習先での能力評価を行うコース

⑤ eラーニングコース【令和3年度新規】

育児・介護中の者などの全日・通所制の訓練受講が困難な求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するためのコース

⑥ 高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース【令和4年度新規】

高齢求職者として期待される知識、スキルを活かし、求められる人材のスキル等を付与するためのコース（コミュニケーションのテクニックやトラブル対応のテクニック、ライフプランやマネープラン、パソコンの基本操作など）。

⑦ 大型自動車一種運転業務従事者育成コース

大型自動車運転業務への就業を希望する求職者に対し、大型自動車一種免許の取得及び自動車運送業界の就労に必要な知識等の習得を目指すコース

短期コース実施概要

離職者等再就職訓練事業とは

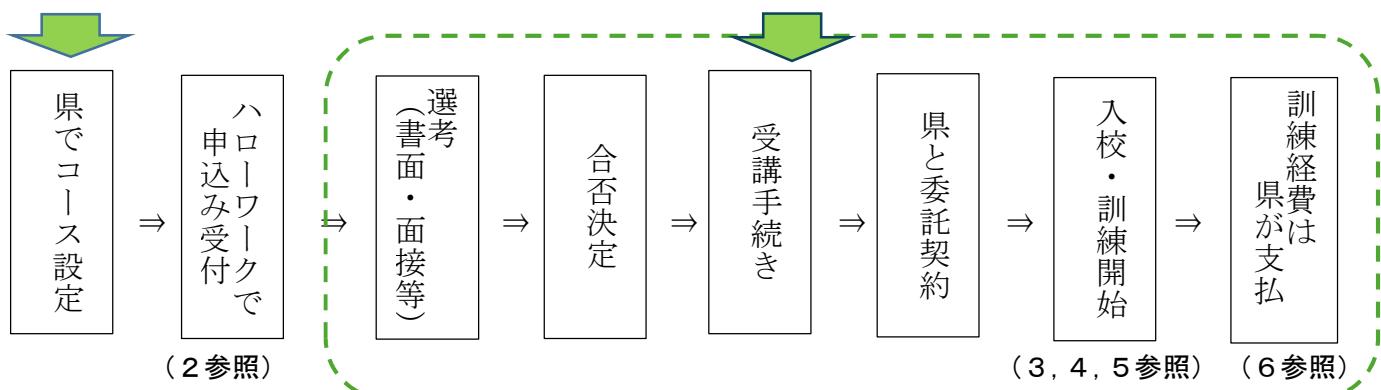
本事業は国事業であり、千葉県が民間教育訓練機関に訓練を委託し、求職者の再就職を目指すものです。座学や実技の職業訓練だけではなく、就職支援も一体となった訓練です。

1 訓練生の募集等

ハローワークを通して募集します。(千葉県以外に在住の方も応募可能)

委託校及び千葉県(県テクノスクール)が書類選考(一部面接選考もあり)を実施し、訓練生の受け入れを決定します。

県産業人材課



2 訓練の対象者

次のいずれにも該当する者。

- (1) 公共職業安定所に求職申込みを行っている者。
- (2) 公共職業安定所の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者。
- (3) 原則として、受講開始日から遡って1年以内に公共職業訓練を受講していない者。

※デュアルシステムコースについては、公共職業安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、当該訓練の受講が必要と認められた者。

※e-ラーニングコースについては、上記に加え、以下のいずれかに該当する者

- ① 育児（小学校（義務教育学校の前期課程を含む）に就学前の子に限る。）または介護等により外出が制限される求職者など、全日・通所制の離職者訓練の受講が困難な者
- ② 居住地から通所可能な範囲に職業訓練を実施する機関が存在せず、事実上、離職者訓練を受講することができない者
- ③ 勤務時間がシフト制の労働者など不安定な就労状態にある者等の在職中の求職者等、実施日時が特定された科目のみで構成される離職者訓練の受講が困難な者

※高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコースについては、申込時に50歳以上の者。

※大型自動車一種運転業務従事者育成コースにおいては上記に加え、以下のいずれにも該当する者

- ① 自動車運送業界の大型自動車の運転業務への就職を希望する者
- ② 直近の職歴において自動車運送業界での就業経験が無い者（運転手以外の職種での就業経験を含み、直近の離職から1年以上を経過している場合を除く。）
- ③ 訓練受講の開始日時点で関係法令において大型自動車一種免許取得のための資格を満たしている者（21歳（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第32条の7第2号に規定する教習を修了した者にあっては19歳）以上で、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を取得後通算して3年（道路交通法施行令第34条第2項で規定する教習を修了した者にあっては1年）以上を経過している者）

3 訓練コースの設定基準

訓練コースの内容については、次のいずれにも該当しないものとすること。

- (1) 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。
- (2) 概ね高等学校普通科の教育まで習得できる基礎的、入門的水準のもの。
- (3) 通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても安定した雇用・起業等に結びつくことが期待し難いもの。
- (4) 業務独占資格又は名称独占資格の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するため1年以上の訓練コース設定が必要なもの。
- (5) 資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての就職の要件となっているもの。
- (6) 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。
- (7) その他就業に必要な職業能力習得に資する訓練コース設定とするためには、委託訓練期間、委託費等の要件に明らかに当てはまらないものとなるもの。
- (8) 船員職業安定法第6条第1項に規定する船員の養成に係るもの。
- (9) 夜間又は土日のみ訓練を実施するもの。

4 定員

10名～30名程度（コースの種類によって異なります）

5 訓練期間及び訓練設定時間

(1) 訓練期間

① 知識等習得コース

2か月～6か月（パソコン、経理簿記、その他、託児付きは3か月、デジタル人材育成は3か月～6か月、介護職員初任者研修は2か月または3か月、介護職員実務者研修は6か月）

②建設人材育成コース

3か月

③デュアルシステムコース

3か月(介護分野)または4か月(介護以外の分野)

④e-ラーニングコース

2か月または3か月(年度をまたぐコースの設定不可)

⑤高齢者スキルアップ・スキルチェンジコース

2か月～6か月

⑥ 大型自動車一種運転業務従事者育成コース

2か月

(2) 訓練設定時間

上記①～③、⑤については1月あたり100時間、④については1月あたり54時間以上60時間以下を標準とします。⑥については総訓練設定時間が80時間以上である必要があります。

6 委託費の支払

(1) 訓練実施経費

訓練生1人当たりの月額単価の上限は以下のとおりとし、個々の経費の積み上げによる実費とします。

① 知識等習得コース：53,000円(外税)

② 建設人材育成コース：103,000円(外税)

③ デュアルシステムコース：63,000円(外税)

④ eラーニングコース：63,000円(外税)

⑤ 高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース：63,000円(外税)

⑥大型自動車一種運転業務従事者育成コース：363,000円(外税)(月額ではなく全期間)

(2) 就職支援経費

知識等習得コースにおいて就職支援の実施に係る経費相当額として、就職支援経費就職率※に応じて支払います。

① 就職支援経費就職率 80%以上 20,000円(外税)

② 就職支援経費就職率 60%以上80%未満 10,000円(外税)

③ 就職支援経費就職率 60%未満 支給なし

※：就職支援経費就職率…就職支援経費対象就職者の就職率。就職支援経費対象就職者とは、

訓練修了後3箇月以内に就職(就職のための中退者を含む。)又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が20時間以上であり、且つ「雇用期間の定め無し」又は「4箇月以上」の雇用期間の雇用契約により雇い入れられた者及び自営を開始した者を指します。

(1)(2)ともに1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のものは訓練設定時間の割合で按分して支払うことになります。

1人当たりの単価となるため、訓練生が退校した場合は退校月以降の委託費は支払いません。

また、訓練生の出席率が80%未満となつた月は支払い対象月となりません。

(3) デジタル訓練促進費

知識等習得コースの中のデジタル人材育成コース等で、デジタル資格取得率及びデジタル訓練促進費就職率又は、DX推進スキル標準に応じて支払います。

- ・ITSS レベル1以上の資格取得時

資格取得率35%以上かつデジタル訓練促進費就職率70%以上：10,000円

その他：支給なし

- ・WEBデザイン関係の資格取得時

資格取得率50%以上かつデジタル訓練促進費就職率70%以上：10,000円

その他：支給なし

- ・DX推進スキル標準対応コース

1人当たり5,000円

※資格取得に該当しない場合のみ、DX推進スキル標準対応コースを支給

(4) 職場見学等推進費

介護分野のみ、職場見学等の実施率に応じて支払います。

実施率80%以上：10,000円

実施率80%未満：0円

※職場見学等実施率80%以上とは、訓練修了者（中途退校者であっても2か所以上の施設で職場見学等を実施した者を含む）の8割以上が2か所以上の施設において職場見学等を実施した場合を指します。

(5) その他

- ・訓練導入講習費、評価手数料（デュアルシステムコース）
- ・通信機器貸与費（e-ラーニングコース）
- ・デジタル職場実習推進費

7 就職支援

① 就職支援内容

- ・ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング（訓練期間中に3回以上実施）
- ・職業相談の実施
- ・求人情報の提供
- ・訓練終了1か月前を目途に、就職活動日を設定し、就職が決まっていない訓練生をハローワークへ誘導
- ・就職状況の把握……訓練修了生・中途退学者からの就職状況報告書の提出により把握
(訓練終了日後3か月以内)
- ・就職状況の報告……把握結果を就職状況報告一覧表にまとめて契約をしたテクノスクールに報告
(訓練終了日後100日以内、就職状況報告書の写し添付)

② 確認調査等

テクノスクールは、就職状況等について一定数の確認調査を行う。

③ 就職支援責任者の配置

キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は職業訓練指導員【必須】

④ 職業紹介事業の許可・届出【任意】

8 事務の流れ（受講申込～委託契約締結）

① ハローワークにおいて受講申込開始…パンフレットの配置

訓練希望者はハローワークで受講申込

② 施設見学会の実施（委託校）、ハローワークでの説明会への参加

③ 選考…面接選考等（テクノスクール、委託校）

④ 合格決定（テクノスクール）…選考結果通知

⑤ ハローワークから受講指示、受講推薦

⑥ 受講手続（テクノスクール、委託校）

委託校は、訓練内容や実費負担分等について訓練生に周知

受講手続後、入校生が確定

⑦ 委託契約締結・契約保証金の納付

契約に際しては、受託者は契約金の100分の10の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、千葉県財務規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

【免除できる場合】

- ・保険会社との間に、県を被保証人として履行保証保険契約を締結したとき
- ・県が契約相手方から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を締結したとき
- ・資格者名簿の登載業者で、過去2年間に県・国・その他公共団体と同種同規模の契約を数回に渡って締結し、すべて誠実に履行した場合で、不履行のおそれがない場合。

9 その他留意事項

- ・認定ではなく企画提案審査なので、基準を満たして申請をなされても必ず委託先候補になるわけではありません。
- ・離職者訓練（生）だけのクラスを設定する必要があります。離職者訓練生以外の生徒との混同の設定は不可能です。
- ・デジタル分野以外の全てのコースにおいて、訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定を必須とします。

令和8年度選定予定数 125コース 2,523人

令和8年度離職者等再就職訓練事業 選定予定数

	分野	訓練期間	合計		4月開講	5～7月開講						8～11月開講						12～3月開講							
			R7	R8		千葉・印旛	葛南	東葛	香取・海匝	長生・夷隅	君津・安房	合計	千葉・印旛	葛南	東葛	香取・海匝	長生・夷隅	君津・安房	合計	千葉・印旛	葛南	東葛	香取・海匝	長生・夷隅	君津・安房
長期 育成 高度 人材 コース	介護福祉士養成	2年	6	6	6																				
	保育士養成	2年	9	9	9																				
	専門人材養成	1～2年	1	1	1																				
合計			16	16	16																				
知識等習得 コース	パソコン (オフィス系)	3か月	27	▲10 17		4		2		5	4		3		6	4		2		6					
	経理・簿記	3か月	12	▲4 8		2				3	2				3	1				2					
	その他	3か月	7	▲3 4		2			1		2				2		1		1						
	託児付き訓練	3か月	15	▲5 10		4			4		3				3		3		3						
	介護職員実務者研修	6か月	6	▲1 5		2			2		1				1		2		2						
	介護職員初任者研修	2・3か月	31	▲10 21		2	2	1	2	7	1	2	2	2	7	2	1	2	2	7					
	通常コース		23	▲8 15		2	2	1	△△△△△	5	1	2	2	△△△△△	5	2	1	2	△△△△△	5					
	小規模コース		8	▲2 6		△△△△△			2	2	△△△△△			2	2	△△△△△		2	△△△△△	2					
	デジタル人材	3～6か月	25	▲7 18		6			6		7			7	7		5		5						
	(ITSS レベル1以上)		14	▲4 10		4			4		4			4	4		2		2						
	Web		7	▲2 5		1			1		2			2	2		2		2						
	その他		4	▲1 3		1			1		1			1	1		1		1						
合計			123	83					28						29					26					
建設人材育成コース			4	4		1		1			1			1	1		2		2						
デュアルシステムコース			14	▲4 10		3		3		3		4		4	4		3		3						
大型自動車一種 運転業務従事者育成コース			1	1					0		1			1						0					
eラーニングコース			6	▲1 5		1			1		2			2	2		2		2						
高齢求職者スキルアップ等 コース			7	▲1 6		2		2		2		2		2	2		2		2						
合計			171	125	▲46	16	35	35	35	39	39	39	39	35	35										

スケジュールについて

【企画提案募集年間スケジュール（予定）】

	対象コース	企画提案募集期間
4月	長期高度人材育成コース	10月下旬～11月中旬
5・6・7月	知識等習得コース等	11月下旬～12月中旬
8・9・10・11月	知識等習得コース等	2月上旬～2月下旬
12・1・2・3月	知識等習得コース等	6月上旬～6月下旬

※詳細はホームページ掲載にて確認すること。

知識等習得コース等には、建設人材育成コース、デュアルシステムコース、eラーニングコース、高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース、大型自動車一種運転業務従事者育成コースが含まれる。

企画提案募集様式等はホームページ掲載のものを利用のこと。

【4月開講　長期高度人材育成コース】

令和7年	10月下旬	企画提案募集
令和7年	12月中旬	審査会開催
令和7年	12月下旬	選定決定通知
令和8年	2月上旬	募集開始
令和8年	3月中旬	選考日（面接実施）
令和8年	3月中旬	合格発表
令和8年	3月下旬	受講手続（テクノスクール）
令和8年	4月1日以降	訓練開始

【5・6・7月開講　知識等習得コース等】

令和7年	11月下旬	企画提案募集
令和8年	1月下旬	審査会開催
令和8年	1月下旬	選定決定通知
令和8年	3月上旬	募集開始

5月開講

令和8年	4月中旬	合格発表
令和8年	4月下旬	受講手続（テクノスクール）
令和8年	5月1日	訓練開始

6月開講

令和8年	5月中旬	合格発表
令和8年	5月下旬	受講手続（テクノスクール）
令和8年	6月1日	訓練開始

7月開講

令和8年	6月中旬	合格発表
令和8年	6月下旬	受講手続（テクノスクール）
令和8年	7月1日	訓練開始

受託要件について

【共通】

1 千葉県物品等入札参加資格（委託）

- 企画提案時に入札参加資格決定通知書（6・7年度）の写しの提出が必要です。

※入札参加資格の手続きは県管財課

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html>

- 新規の場合は、千葉県管財課で随時申請の手続き（一般競争入札参加予定連絡票を必ず添付）を、早急に行ってください。

2 キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は職業訓練指導員の配置

- ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

対象コース……訓練期間が1か月を超えるコースが対象

平成30年度から長期高度人材育成コースも対象

◆ジョブ・カードとは

「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであり、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進するため、労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものです。

◆ジョブ・カードの作成支援

ジョブ・カード講習の終了により、平成31年度以降にジョブ・カードの作成支援ができるのは、職業能力開発促進法第30条の3に基づくキャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）、教員（学生に対して作成支援を行う場合）、職業訓練指導員（※）（職業訓練の実施に伴い作成支援を行う場合）となります。

3 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の受講

- ◆ 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」とは、
民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とした、国内で初となる民間教育訓練機関のための質保証に関するガイドラインである（平成 31 年 4 月に一部改正）。
- ◆ 「職業訓練サービスガイドライン研修」とは、
平成 26 年 4 月から、民間教育訓練機関の施設責任者や講師などを対象に、ガイドラインに基づく P D C A サイクルを活用した職業訓練の運営のために必要な知識及び技能を習得するための研修のこと。（有料・申込制）。

平成 30 年度以降に開催される都道府県からの委託訓練の契約及び求職者支援訓練の認定にあたっては、訓練を実施する事業所において、過去 3 年以内（令和 2 年度までの受講は有効期間 5 年以内）にガイドライン研修を受講した者が在籍していることが原則となった。

- ・ 令和 7 年度は e ラーニングでの研修実施（別添リーフレットのとおり）

【研修内容】6 時間（職業訓練サービス、民間教育訓練機関のマネジメント）

受講料 6000 円（税込）

【有効期限】令和 3 年度の研修からは 3 年間・令和 2 年度の研修までは 5 年間

- ・ 令和 3 年度からは受講要件を満たしていないと委託できなくなった。
- ・ 各事業所単位で、受講者がいることが要件であることに留意すること。

4 その他要件（企画提案募集要領参照）

- (1) 千葉県内（e ラーニングは日本国内）に教育訓練施設を有していること。
- (2) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有すること
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者。
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
 - エ 提案の日から審査結果の公表の日までの期間について、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
 - オ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと千葉県が判断した者。

- (5) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であり、次の要件を満たしていること。
- ア 訓練運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1名を訓練開設校舎ごとに配置でき、また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口として事務担当者を1名以上配置できる体制が講じられていること。
事務担当者は、講師と兼務できないものとする。
- イ カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、パソコンについては1人1台の割合で設置されていること、及びソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。
- (6) 教育訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害するがないような管理・運営を行うことができる機関であること。

【長期高度人材育成コース】

5 訓練実績

・受託しようとするカリキュラムと同等の教育訓練を2年程度実施、入校実績・修了実績を有する者であること。



就職率要件（過去2年）を就職率要件確認シートで就職率を算定し提出
訓練実績がある場合は訓練生、訓練実績のない場合は一般生徒の実績で算出します。

介護福祉士…就職率 80%

保育士………就職率 80%

専門人材……正社員就職率 80%

※正社員とは、常用雇用者のうち雇用労働期間の定めのないものをいい、契約社員やパート、自営は入りません。

※一般生徒の実績の場合は、就職実績のわかるリストも提供願います。

【知識等習得コース等】

(1) 訓練実績

教育訓練機関で、安定した事業運営が可能と認められ、受託しようとするカリキュラムと同等の教育訓練を1年程度実施しており、入校実績・修了実績を有する者であること。



知識等習得コース（就職支援経費の支給対象コース）の特例

＜委託先機関の選定に係る就職率＞

$$\frac{(\text{訓練修了3か月後の就職者数} + \text{就職のための中退者})}{(\text{訓練修了者} + \text{就職のための中退者})} \times 100$$

※上記「就職」者は、就職支援経費対象就職者（一週間の所定労働時間が20時間以上且つ「雇用期間の定め無し」又は「4箇月以上」の雇用期間の雇用契約により雇い入れられた者）を指す。

① 上記就職率が初めて35%未満となった場合

同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、就職実績が向上するよう、訓練内容の見直しや就職支援体制の整備等が必要

② 就職率が2回連続して35%未満となった場合

2回目と同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、委託の対象としない。

（ただし、3回目について、すでに委託契約を締結又は締結を予定している場合は実施を認める。この際、3回目が35%以上となった場合に限り、4回目を委託の対象とする。）

(2) 訓練実施体制

教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。

ア 講師は、実技にあっては受講生15人に1人以上、学科にあっては受講生30人に1人以上の配置を標準とすること。

イ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

(3) 実施しようとする教育訓練の目的・目標、カリキュラム内容、実施時間、実施場所が、求職者の職業能力の開発及び向上に資する教育訓練であって、真に就業に必要な教育訓練と認められるとともに、適切な実施及び受講が可能であり、次の要件を全て満たしていること。

ア カリキュラムは、訓練の目標、仕上がり像と整合性を有するものであること。

イ 訓練の目標、仕上がり像及びカリキュラム内容が真に就業に資するための技能・技術であること。

【e-ラーニングコース】

<委託先機関の選定に係る就職率>

$$\frac{(\text{訓練修了3か月後の就職者数} + \text{就職のための中退者})}{(\text{訓練修了者} + \text{就職のための中退者})} \times 100$$

※上記「就職」者は、就職支援経費対象就職者である必要はなく、委託訓練において就職者の条件としている、1か月以上の雇用契約による就職者を指す。

① 上記就職率が初めて35%未満となった場合

同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、就職実績が向上するよう、訓練内容の見直しや就職支援体制の整備等が必要

② 就職率が2回連続して35%未満となった場合

2回目と同一又は類似の訓練コースの実施を希望する場合は、委託の対象としない。

(ただし、3回目について、すでに委託契約を締結又は締結を予定している場合は実施を認める。この際、3回目が35%以上となった場合に限り、4回目を委託の対象とする。)

物品・委託等の入札等
に参加される皆様へ

物品等入札参加資格についての注意点

物品等入札参加資格について、代表者や所在地、年間代理人などに変更が生じた場合の入札参加に当たっては、下記の事項に留意してください。

記

株主総会・取締役会等
の動向に注意！！

● **登録事項に変更が生じた場合、**

速やかに変更手続きを行ってください。

変更手続きが完了しないまま、入札に参加することはできません。

- ・変更手続きは、「ちば電子調達システム」により行うことができます。システムへの入力後「入札参加資格記載事項変更届」を印刷し、千葉県電子自治体共同運営協議会の共同受付窓口に提出してください。
- ・提出書類が共同受付窓口に到着後に審査を行い、審査が完了すると、変更内容が「電子入札システム」に反映されます。
- ・変更事項によっては、変更内容を証明する書類等を添付していただきます。
- ・提出書類に不備がある場合には、補正の指示等の連絡をしますので、速やかに対応願います。

入札期間中に変更が生じた場合 要注意

・変更した内容を、入札の発注所属に必ず連絡してください。

入札の日程により、参加できない場合がありますのでご留意ください。

・入札に係る書類には、変更後の内容を記載してください。

その他詳細（申請マニュアル等）については、「ちば電子調達システム」ホームページを御覧ください。（URL：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>）

資格登録・変更届等送付先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1千葉県庁南庁舎2F

千葉県電子自治体共同運営協議会 電話 043-441-5551

変更手続きが完了しないまま入札に参加した場合 要注意

・変更手続きが完了しないまま入札に参加した場合、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」に基づき指名停止が行われることがあります。指名停止となつた際には、一定期間入札に参加することはできません。

資格に関する問合せ先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県総務部管財課調達指導班

電話 043-223-2211

「国家資格キャリアコンサルタント」になって 会社を元気にしてみませんか？

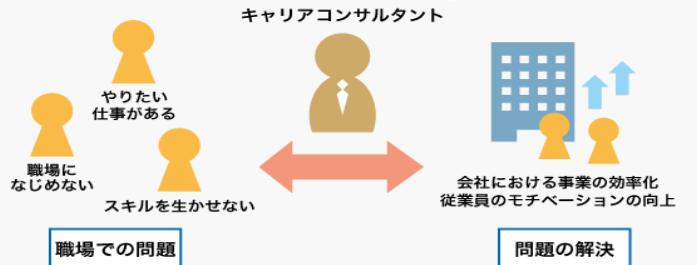
■ 国家資格キャリアコンサルタントとは

- ◆ キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家として、平成28年4月より、職業能力開発促進法に規定された国家資格です。
- ◆ 法律上の守秘義務・信用失墜行為の禁止義務が課されている名称独占資格です。

■ キャリアコンサルティングを活用すると

- ◆ 社員との信頼関係を構築し、社員が抱える課題を把握できるようになります。
- ◆ 社員の自らの課題の気づき、自発的な職業能力の開発などの取組を、促すことができるようになります。

- キャリアコンサルタントは、企業のほか、大学・学校、教育訓練機関、職業紹介機関等で活躍しています。
- 部下とコミュニケーションが良くとれるようになったという効果も報告されています。
- キャリアコンサルタント資格は、退職後のセカンドキャリアにも活用できます。



*職業能力開発促進法（第10条の3）では、従業員へのキャリアコンサルティング機会の提供が企業に求められています。

■ 資格取得の方法は

ステップ1：養成講習の受講※1

厚生労働大臣認定の養成講習が、**19の機関で開設**されています（平成31年4月現在）。

講習時間は、**合計140時間**です。

専門実践教育訓練給付金（給付割合最高7割※2）の対象となる講座もあります※3。

※1 キャリアコンサルティングの実務経験が3年以上ある方は、養成講習を受講せずに国家試験を受験することが可能です。

※2 平成29年12月31日以前に受講を開始した方については、給付割合は最高6割です。

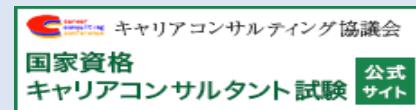
※3 専門実践教育訓練給付金の受給に当たっては、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

ステップ2：国家試験の受験

学科試験：キャリアコンサルティングに必要な知識について、四肢択一のマークシート方式で出題されます。

実技試験：論述試験（事例記録を読み設問に解答する記述式）と、面接試験（受験者がキャリアコンサルタント役となり、キャリアコンサルティングを行う15分間のロールプレイなど）があります。

詳しくは各機関の公式サイトをご覧下さい。



<https://www.career-shiken.org/>



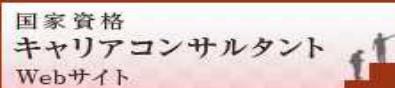
<https://www.jcda-careerex.org/>

ステップ3：キャリアコンサルタントの登録

国家資格キャリアコンサルタントになるためには、国家試験合格後、**キャリアコンサルタント名簿に登録**することが必要です。

2019年5月現在、全国で4万4千人を超える方が登録しています。

詳しくは公式サイトをご覧下さい。



<https://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/entry.html>



厚生労働省ホームページもご覧ください。

キャリアコンサルタント 厚生労働省

検索



ひら
あしたを拓く人を創る
厚生労働省 人材開発統括官

「国家資格キャリアコンサルタント」導入のメリット！

～社員の満足感が向上したほか、キャリア形成にも好影響～

■ キャリアコンサルティングの効果・意義

直接的な効果

- ・上司・部下のコミュニケーションの促進
- ・社員の意識や職場の課題把握

人事施策との相乗効果

- ・社員の定着促進
- ・社員の職業能力の向上

広範な経営施策との相乗効果

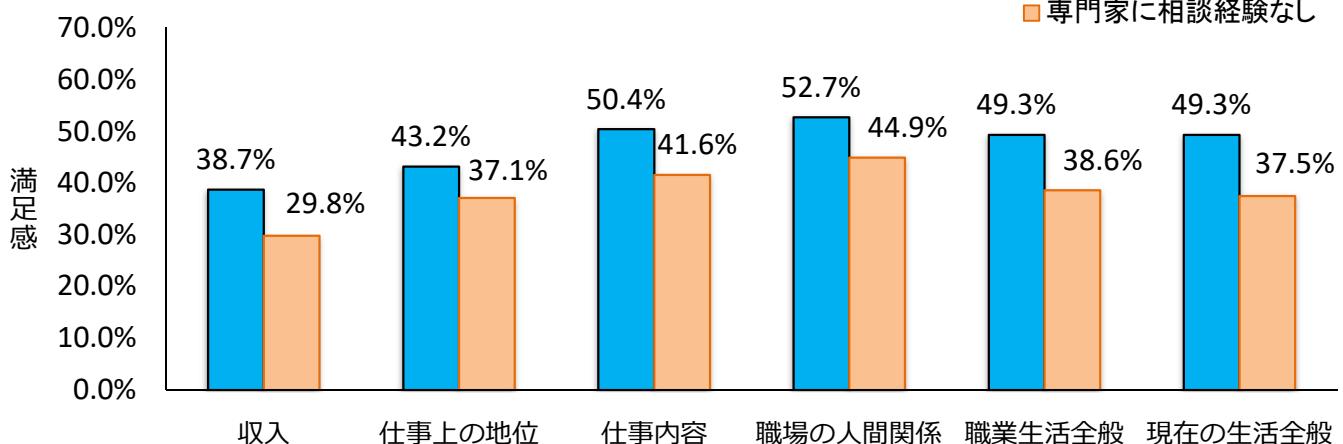
- ・業績の向上
- ・生産性の向上

■ キャリアコンサルティングに関する調査・報告

◆ キャリアの専門家に相談経験のある方は、職業生活全般において満足感がアップ！

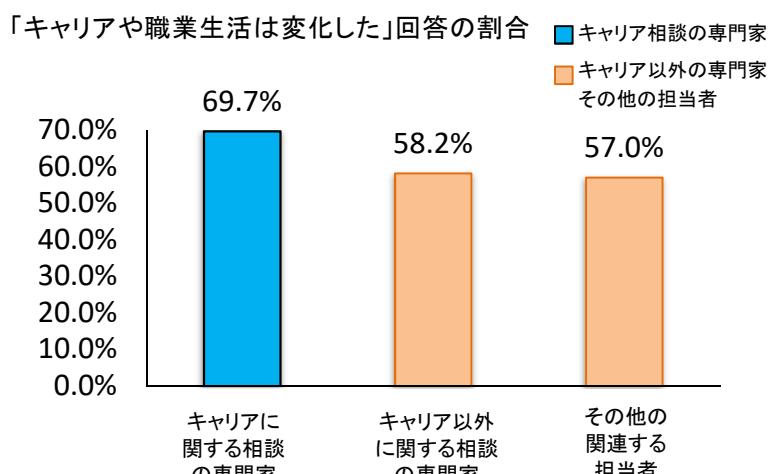
※相談経験（平均3.8年前）の有無による違い

■ 専門家に相談経験あり
■ 専門家に相談経験なし

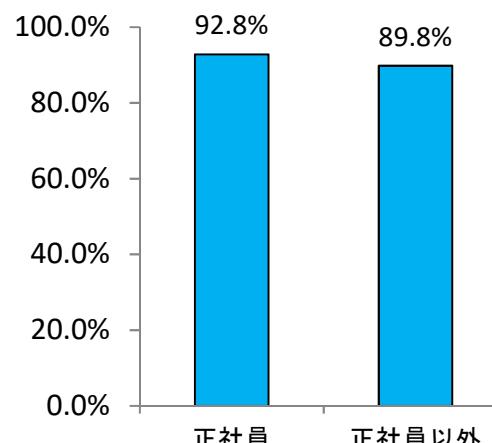


独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策レポートvo.12」（平成31年3月）

◆ キャリアの専門家への相談によって多くの方が、職業生活の変化などを実感！



キャリアに関する相談が役に立った



労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No.191」（平成29年3月）

厚生労働省「能力開発基本調査」（平成30年度）

職業訓練指導員になるには

職業訓練指導員になるためには、高校などの先生と同じように、指導員の「免許」を取得する必要があります。

取得方法は複数ありますので、主な取得方法をご紹介します。

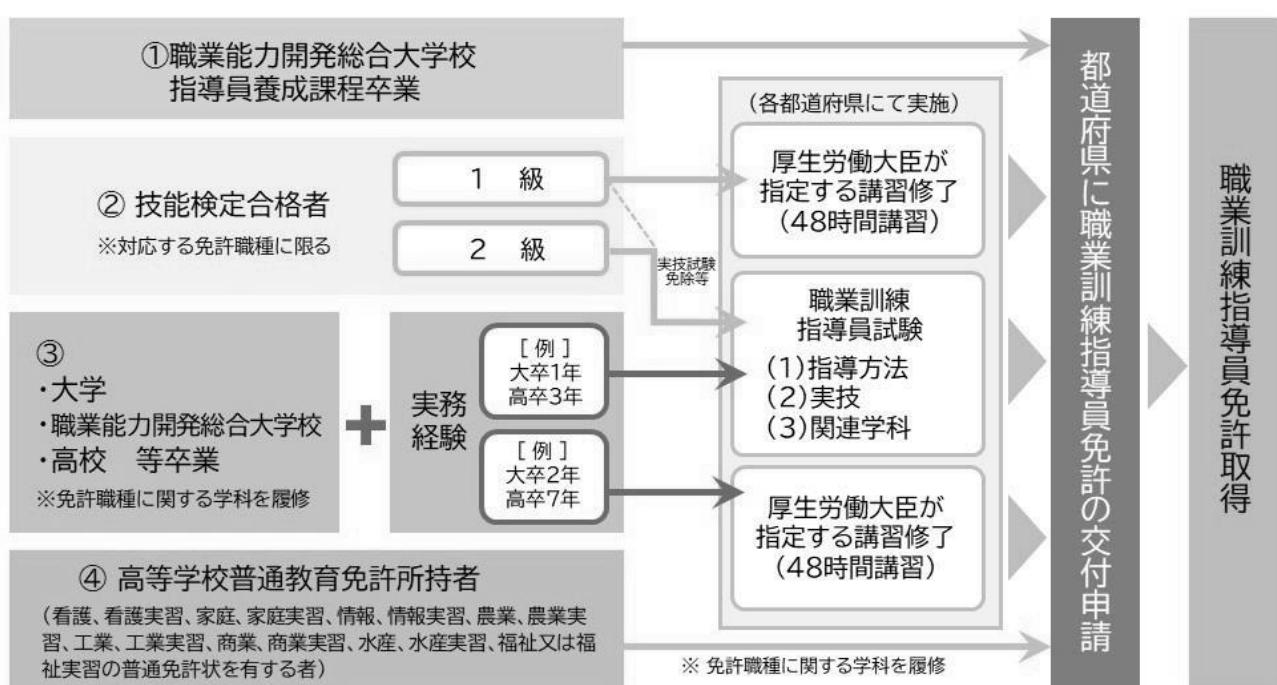
指導員免許を取得するための主なルート

職業訓練指導員には1・2・3種の免許職種があります。

免許を取得するためには、免許職種における能力を有することが必要となり、取得にあたっては、いくつかのルートがあります。

いずれのルートにおいても、本人から都道府県に申請し、各都道府県知事により交付されます。

職業訓練指導員免許を取得するための主なルート



職業能力開発総合大学校の指導員養成課程を修了

指導員養成課程とは、普通職業訓練を担当できるテクノインストラクターを養成する課程です。
指導員養成課程の訓練内容は、以下のリンクをご覧下さい。

[職業能力開発総合大学校 指導員養成課程](#)

職業訓練指導員試験に合格

職業訓練指導員試験とは、職業能力開発促進法第30条第1号の規定により、都道府県において実施する試験です。

試験に合格された方には「合格証書」が交付されます。

試験の内容について

- 1 指導方法<学科試験>／全免許職種共通
- 2 取得を希望する免許職種に関する<学科試験>
- 3 取得を希望する免許職種に関する<実技試験>
 - ・ 1～3全ての試験に合格することで、免許の申請が可能になります。
 - ・ 1の試験は、例年ほぼ全ての都道府県において実施しています。
 - ・ 2, 3の試験は、職業訓練実施状況等に応じて、一部の都道府県にて実施しています。

都道府県が実施する「職業訓練指導員試験」のご案内

各都道府県において毎年度試験を実施していますが、実施職種・実施時期は、各都道府県で異なります。受験にあたっては、免許職種に関する実務経験等が必要となります。

受験資格や、試験の一部免除等の要件については、各都道府県の担当者へご照会下さい。

- [職業訓練指導員試験 実施情報（都道府県の公示情報へのリンク）](#)
- [!\[\]\(162f2d46716530594e5ac653330ca714_img.jpg\) 職業訓練指導員試験についてのお問い合わせ先一覧 \[135KB\]](#)

職業訓練指導員講習（48時間講習）を修了

職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の規定に基づいて実施している講習です。
受講資格の要件を満たした場合に、受講が可能となります。

受講資格について

以下の表のように、受講する際には、免許職種に関する学科の履修や訓練の修了、技能検定の職種合格の資格等をお持ちであることが必要です。

また、受講をお申し込みの際には、「履修証明書」や「修了証明書」、「単位取得証明書」「成績証明書」などを併せてご提出いただく必要があります。

<主な受講資格と、必要な実務経験の年数>

受講資格	必要な実務経験の年数
技能検定合格者（1級又は単一等級）	-
高度職業訓練（応用課程・特定応用課程・特定専門課程）の技能照査合格者	1年
専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	3年
専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の修了者	4年
普通課程の普通職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	6年
普通課程（規則別表第2）の普通職業訓練（養成訓練）の修了者	7年

受講資格	必要な実務経験の年数
短期課程（規則別表第4の700時間以上）の普通職業訓練の修了者	10年
専修訓練課程の養成訓練の修了者	10年
大学卒業者（免許職種に係る学科を履修）	2年
外国の大学卒業者（免許職種に係る学科を履修）	2年
短大・高専卒業者（免許職種に係る学科を履修）	4年
高等学校卒業者（免許職種に係る学科を履修）	7年

注1：「必要な実務経験の年数」は、各課程の「修了後」や「卒業後」、「技能照査合格後」の年数です。

注2：単一等級技能検定合格者のうち、電子回路接続・パルコニー施工職種は該当しません。

注3：免許職種に係る学科とは職業能力開発促進法施行規則の別表11における関連学科となります。

講習の実施予定等、詳細は、[PDF 各都道府県の職業能力開発主管課【135KB】](#)までお問い合わせ下さい。

職業訓練指導員免許職種（全123職種）と技能検定の関係について

職業能力開発促進法施行規則「別表11の2」において、職業訓練指導員の「免許職種（全123職種）」と「技能検定職種」の対応関係を規定しております。全ての技能検定職種に対応しているものではございませんのでご注意下さい。

[PDF 職業能力開発促進法施行規則 別表11の2【165KB】](#)

職業訓練指導員になろう！

職業訓練指導員 テクノインストラクターになろう！



職業訓練指導員

テクノインストラクターになろう！

職業訓練指導員（テクノインストラクター）とは

●ハロートレーニング等で受講者に、技能・技術の指導によるスキルアップの支援やキャリアコンサルティングによる就職支援を行う、法律（職業能力開発促進法）に基づく「専門職」です。

●都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構（JEDD）が設置・運営する公共職業能力開発施設で、約4,500人が職業訓練指導員として活躍しています。



職業訓練指導員（テクノインストラクター）の仕事

① 技術的指導

テクノインストラクターは、就職やスキルアップなどに必要な技術・技術・知識についての指導や就職支援などを行っています。訓練を受講して就職した方からは「おかげで希望の仕事をたくさんできました！」といった感謝の言葉をかけられる存在もあります。

訓練の受講者

- ・離職者（これから働く方）・学卒者（主に高校を卒業した学卒者）
- ・在職者（働いている方）・障害者（障害のある方）

② キャリアコンサルティング

受講者に対し、面談やジョブ・カードの活用によって、受講者1人1人のスキル、個性、職歴等を踏まえた、その人に合ったキャリアコンサルティングを行います。



③ 人材育成・訓練コーディネート

人材ニーズ、地域ニーズ、技術的動向等を把握し、企業などで必要とされている人材を育成するための訓練カリキュラムを作成するなど、訓練のコーディネートを行います。

企業のニーズに応じて、オーダーメイドの在職者向け職業訓練を企画・実施することもあります。

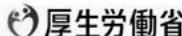
④ 訓練カリキュラム開発

地域ニーズ及びその分野の技術動向に沿った訓練カリキュラム、訓練計画の作成のほか、訓練で使用する教科書、教材、実習装置の開発等を行います。



テクノインストラクター総合情報サイト 一歩で未来を切り開くー

職業訓練指導員を広く認知いただくため、指導員業務の魅力を発信するテクノインストラクター総合情報サイトでは、全国で活躍する現役の職業訓練指導員のインタビューや動画コンテンツのほか、職業訓練指導員になるための情報を発信しています。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

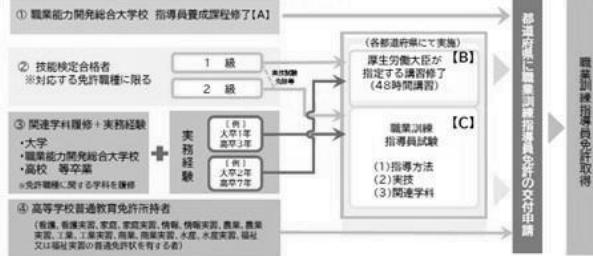
職業訓練指導員（テクノインストラクター）になるには？

職業訓練指導員免許が必要です。

●職業訓練指導員には123種の免許種類があります。（例：機械科、電気科、自動車整備科など）

●免許を取得するためには、免許種別における能力を有することが必要となり、いくつかのルートがあります。

■職業訓練指導員免許を取得するための主なルート



【A】 職業能力開発総合大学校を修了

（主な養成課程の対象者）

○指導力開発コース…職業能力開発総合大学校の総合課程3年生
※指導実習3年生に当たるコースで修習することで、総合課程修了時に職業訓練指導員免許の交付申請が可能

○訓練技術指導コース…職業能力開発総合大学校（応用課程）修了者
訓練技術指導コース…大学や高等専修で関連学科を修修した者

○実務経験者訓練技術指導コース…実務経験者

○職種転換コース…普通課程修了専修所持者など



【B】 厚生労働大臣が指定する講習を修了（48時間講習）

各都道府県の認定試験会場にて実施しています。

受講資格の条件を満たした場合に、受講が可なります。

（講習内容）

職業訓練原理、労働安全衛生、訓練生の心理や関連法規等、指導員として必要な知識と指導方法を受講します。
都道府県にもよりますが、朝から夕方まで、6日間の講習を受講し、確認試験に合格すると修了証を取得できます。

※講習の実施情報は各都道府県能開設会HPでご確認下さい。

＜主な受講資格と必要な実務経験の年数＞

受講資格	年数
技能検定合格者（1級または準一級）	0年
高度職能実習（必用課程）の技能検定合格者	1年
高度職能実習（専門課程）の技能検定合格者	3年
普通課程の普通職業訓練の技能検定合格者	6年
大学卒業者（免許取得に関する学科を修畢）	2年
高校卒業者（少子育児問題に関する学科を修畢）	7年

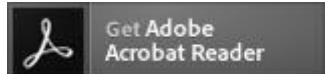


全国のテクノインストラクター採用情報はこちら



◇ PDF 職業訓練指導員（テクノインストラクター）になろう！ [1.3MB] ◇

人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室 基準・指導員係



Get Adobe
Acrobat Reader

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

【別表】職業訓練指導員免許職種(123職種)と技能検定職種との対応表

職業能力開発促進法施行規則 別表11の2

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾	陶磁器科	陶磁器製造
造園科	造園	ブロック建築科	れんが積み／ブロック建築／エーエルシーバネル施工
森林環境保全科		石材科	石材施工／コンクリート積みブロック 施工
鉄鋼科	金属溶解	麺料	製麵
鋳造科	金属溶解／鋳造／粉末冶金／ダイカスト	パン・菓子科	パン製造／菓子製造
鍛造科	鍛造	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
熱処理科	金属熱処理／金属材料試験	水産物加工科	水産練り製品製造
機械科	機械加工／非接触加工(放電加工)／金型製作／工業彫刻／仕上げ／機械検査／機械保全／油圧装置調整／テクニカルイラストレーション／機械・プラント製図／切削工具研削	発酵科	みそ製造／酒造
溶接科		建築科	建築大工／枠組壁建築／パルコニー施工／建築図面製作／サッシ施工
塑性加工科	金属プレス加工／工場板金／鉄工／建築板金	屋根科	かわらぶき
構造物鉄工科	鉄工	とび科	とび
金属表面処理科	めつき／アルミニウム陽極酸化処理	左官・タイル科	左官／タイル張り
電子科	電子回路接続／電子機器組立て／半導体製品製造／自動販売機調整	窯炉科	れんが積み／窯炉
メカトロニクス科	電気機器組立て／シーケンス制御	畠科	畠製作
電気科	電気機器組立て／シーケンス制御／自動販売機調整／電気製図	配管科	配管／浴槽設備施工
電気工事科		住宅設備機器科	
コンピュータ制御科		さく井科	さく井／ウェルポイント施工
発変電科		建設科	型枠施工／鉄筋施工／コンクリート圧送施工
送配電科		枠組壁建築科	建築大工／枠組壁建築／パルコニー施工／建築図面製作
自動車製造科	内燃機関組立て	プレハブ建築科	
自動車整備科		スレート科	スレート施工
自動車車体整備科		建築板金科	建築板金
航空機製造科		防水科	防水施工
航空機整備科		インテリア科	内装仕上げ施工／表装
鉄道車両科	鉄工／鉄道車両製造・整備	床仕上げ科	内装仕上げ施工
造船科	鉄工	熱絶縁科	熱絶縁施工
時計科	時計修理	サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工／ガラス施工／サッシ施工
光学ガラス科	眼鏡レンズ加工／光学機器製造	土木科	ウェルポイント施工
光学機器科	光学機器製造	測量科	
計測機器科		ボイラー科	
理化学機器科	家庭用電気治療器調整	クレーン科	
製材機械科	切削工具研削／製材のこ目立て	港湾荷役科	
内燃機関科	内燃機関組立て	化学分析科	化学分析
縫製機械科	縫製機械整備	公害検査科	
建設機械科	建設機械整備	漆器科	漆器製造
建設機械運転科		貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
農業機械科	農業機械整備	印章彫刻科	印章彫刻
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工	表具科	表装
織機調整科	織機調整	塗装科	塗装／塗料調色
織布科		広告美術科	広告美術仕上げ
染色科	染色	義肢装具科	義肢・装具製作
ニット科	ニット製品製造	フォークリフト科	
洋裁科	婦人子供服製造	電気通信科	
洋服科	紳士服製造	電話交換科	
和裁科	和裁	工業包装科	工業包装
寝具科	寝具製作	事務科	
帆布製品科	帆布製品製造	貿易事務科	
縫製科	布はく縫製	流通ビジネス科	
木型科	木型製作	介護サービス科	
木工科	木工機械調整／機械木工／家具製作／建具製作／製材のこ目立て	写真科	写真
木材工芸科	漆器製造	理容科	
竹工芸科	竹工芸	美容科	
紙器科	紙器・段ボール箱製造	ホテル・旅館・レストラン科	
製版・印刷科	製版／印刷	観光ビジネス科	
製本科	製本	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
プラスチック製品科	プラスチック成形／強化プラスチック 成形	建築物設備管理科	ビル設備管理
レザーアート科		日本料理科	
ガラス科	ガラス製品製造	中国料理科	調理
ほうろう製品科	ほうろう加工	西洋料理科	

令和7年度

職業訓練サービス ガイドライン研修



研修のご案内

eラーニングを実施します!

「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」について

民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とした民間教育訓練機関のためのガイドラインです。

このガイドラインは、民間教育訓練機関が提供する自発的な職業訓練サービスのほか、民間教育訓練機関が委託訓練、求職者支援制度における認定訓練及び教育訓練給付制度における指定講座により実施する**職業訓練サービスの質の確保・向上**を目的としています。

職業訓練サービスガイドライン研修とは

民間教育訓練機関が「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン(平成23年厚生労働省策定)」に沿って、職業訓練サービスの質の確保・向上に取り組めるよう、同ガイドラインの体系的な理解、知識習得を目的に、訓練運営責任者や講師の方などを対象に実施する研修です。



**求職者支援訓練の認定及び委託訓練の受託には、
本研修の有効な受講証明書を有する方の在籍が必須となっています。**

なお、都道府県が行う委託訓練については、上記条件が異なる場合がございますので、各都道府県に詳細をご確認ください。

受講申込・
お問合わせ

職業訓練サービスガイドライン研修

検索

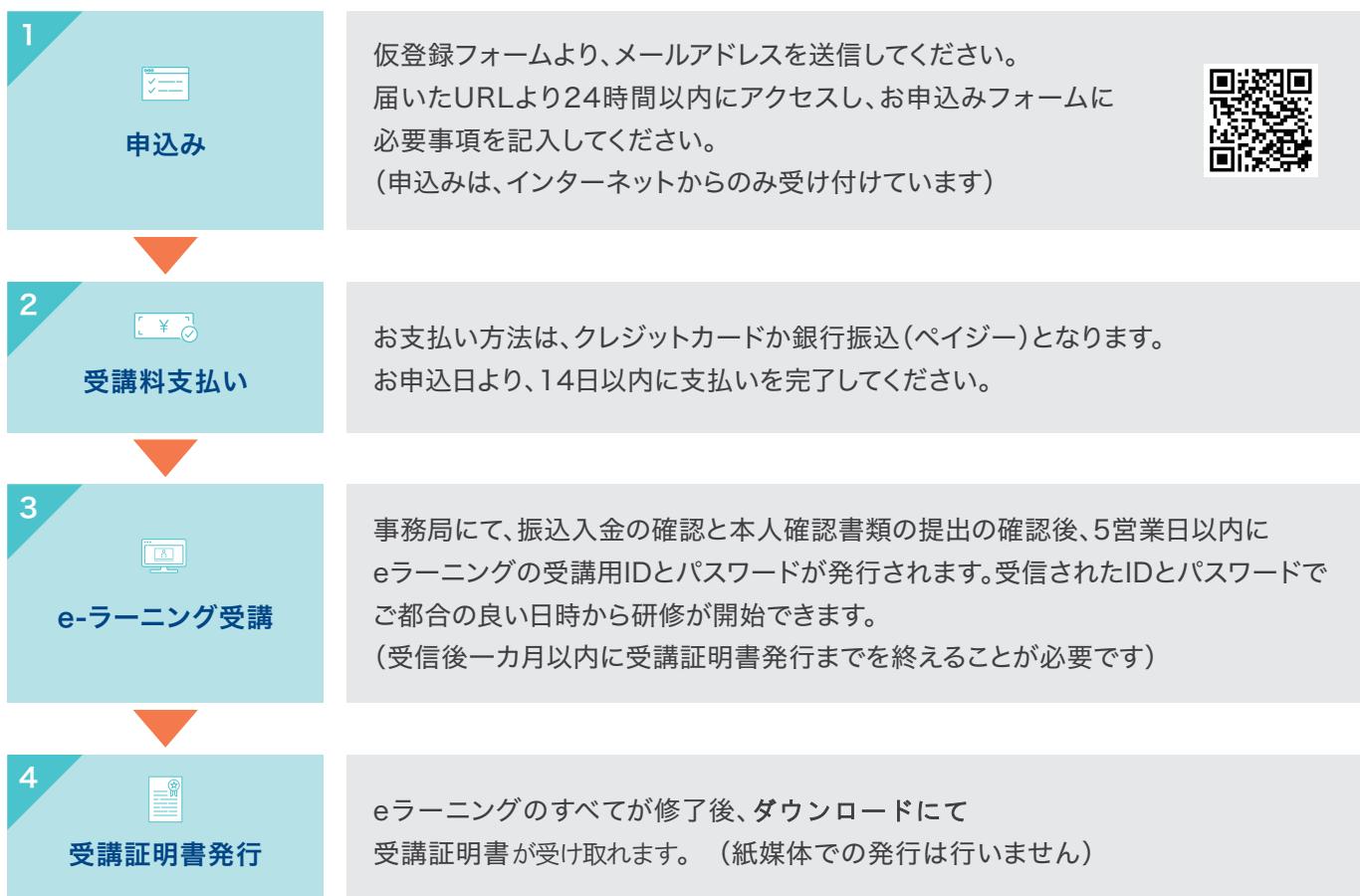
<https://jobtraining-guideline.mhlw.go.jp>



研修について

対象者	民間教育訓練機関の施設責任者、訓練運営責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など
受講料	6,000円(税込)
研修内容	令和7年度は、オンデマンド型のeラーニング学習を提供します。
研修カリキュラム	<ol style="list-style-type: none">1 職業訓練サービスの質保証を取り巻く現状2 ガイドラインを活用したPDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)による職業訓練の運営について3 職業訓練サービスの質の向上の取り組みについて4 職業訓練サービスの質の向上に向けた具体的な改善取り組み事例
修了条件	eラーニング学習のすべてを受講して、項目ごとの確認テスト(全問正解)、修了テスト(80%以上正解)及びアンケートの提出を実施すると修了となります。 ※テストは、再度受けることが可能です。
受講証明書	修了した受講者には、受講証明書が発行されます。有効期限は、発行日から3年間です。

申込み～受講証明書発行までの流れ



問い合わせ先

■ 事業受託者：JAMOTE認証サービス株式会社

〒104-0033

東京都中央区新川 2-1-11 八重洲第一パークビル

Webサイト <https://jamotec.co.jp>



知識等習得コース等におけるオンライン訓練について

1 概要

令和2年度に厚生労働省令及び委託訓練実施要領の改正が行われ、以下の要件を満たしていればオンライン訓練（テレビ会議システム等を使用する双向型の訓練）が実施できるようになっています。

【実施要件】

- ・オンライン訓練の実施をあらかじめ募集案内等に明記
- ・カリキュラムにオンラインで実施する部分を明記
- ・総訓練設定時間の20%以上は通所。
- ・通所の訓練に相当する訓練効果を有する
- ・訓練機関が設備等を無償貸与できない場合は、有償貸与の有無（有の場合貸与額）及び通信費等が訓練生負担となること、並びにオンライン訓練受講に必要な設備・推奨環境及びパソコンスキル等の内容を、募集案内等に明記するほか、申込者からの問合せ時及び、施設見学会並びに受講手続きの際に説明
- ・訓練受講時の本人確認
- ・訓練時の通信障害発生時等の訓練生本人への連絡・助言対応

2 オンライン訓練の実施について

- ・事前に訓練生全員の通信環境等の確認を行うこと
- ・訓練開始の都度、本人確認を行い、通所の訓練と同等の出欠管理を行うこと
- ・オンライン訓練後に個別に訓練生に対してフォローアップを行い、訓練の習熟度の確認を対面で行うこと

託児サービスの設定促進のための取組みについて

(1) 託児サービスの拡大について（H30年度～）

従来型の託児付き分野での選定に加え、(2)のコースでの少人数の託児サービスを可能とする。

(2) 託児サービス対象コース

以下のコースは託児を提供することができる。

- ・知識等習得コース
- ・建設人材育成コース
- ・デュアルシステムコース
- ・大型自動車一種運転業務従事者育成コース

(3) 託児サービスの利用対象者

- ・小学校就学前の児童の保護者であって、職業訓練を受講することにより、保育をすることができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童の保育ができない者。

(4) 託児サービスに係る委託費単価

個々の積み上げによる実費※とし、児童1人1月当たり66,000円（外税）上限

※実費とは、託児機関への支払金額

(5) 託児サービスの拡大の方法

- ・託児付き訓練分野は原則10名以上の託児定員の確保があり、母子家庭等優先のコースとする。
- ・託児付き訓練分野以外の分野においても、託児付き（1名以上）の提案を可能とする。

提案可能分野	託児付き訓練分野	託児付き訓練分野以外の分野
託児定員	1歳未満枠があり、かつ、託児人数計が10名以上 (定員の半数が10名以下の場合は定員の半数以上)	託児1名以上 (3歳以上児のみも可)

(6) 記入サービスの提供の要件 (①~③のいずれにも該当)

- ① 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において、託児サービスを実施すること。
 - ・保育所（保育所型認定こども園を含む。）
 - ・小規模保育事業
 - ・家庭的保育事業
 - ・幼保連携型認定こども園
 - ・認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む。）
認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。
 - ・一時預かり事業を行う施設
- ② 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故に備え、傷害保険、損害賠償責任保険に加入すること。
- ③ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

(7) 認可外保育施設での託児人数設定における注意点

- ・利用対象児童の年齢により、託児機関で必要な保育従業者数が異なるため、託児機関での児童の年齢構成により、受け人数は変動することに留意のうえ、託児機関との受け入れに係る調整は委託校で行うこと。

(参考)

児童の年齢	保育従事者の数	児童1人当たりの保育従事者数	(例)
0歳児	児童3人につき1人	0.333人	
1・2歳児	児童6人につき1人	0.167人	1人
3歳児	児童20人につき1人	0.050人	1人
4歳児	児童30人につき1人	0.033人	

- ・企画提案時の託児児童の人数は、募集パンフレットにも明記することとする。
- ・企画提案募集時の年齢区分の内訳は、人数の総計の範囲であれば、応募状況により年齢区分の内訳変更は可能とする。（託児施設の受入れが前提）
- 企画提案募集時の総計を上回る場合は別途産業人材課に協議すること。

上記の例) 総計2人 → 変更OK 3歳 2人
変更OK 1・2歳 2人
要協議 4歳 3人 (総計超えるため)

(8) 事務の流れ

- ① ハローワークにおいて受講申込書受理、テクノスクールに送付
- ② テクノスクールで申込書受理後、託児施設利用希望の情報を委託校に事前提供

- ③ 委託校において託児枠の確保
- ④ 選考・合格者決定…託児付き訓練分野で過去に実施している校は書類選考又は委託校のみの面接実施も可。新規提案校は委託校とテクノスクールによる面接選考。
- ⑤ テクノスクールは、合格通知とともに、訓練生に託児サービス利用申込書を送付
- ⑥ 委託校は、訓練開始前に託児サービスの提供内容、保護者の負担となる実費分（食事・軽食代、おむつ代等）について書面にて訓練生に周知
- ⑦ テクノスクールは受講手続時に訓練生より託児サービス利用申込書を受理（託児機関との利用手続きは訓練生が行う）
- ⑧ テクノスクールは認可外保育施設の場合は、利用対象児童数・保育室の必要面積等の募集後の状況確認
- ⑨ 委託契約締結（託児機関との契約書添付）
- ⑩ 託児機関において傷害保険、賠償責任保険等への加入、託児サービスの実施に係る日誌の作成
- ⑪ 訓練終了後訓練委託費に合わせて託児サービスにかかる委託費を県から支払い、託児機関には委託校より支払い

e ラーニングコース関係Q & A

R7.1/28時点

内容	回答
eラーニングコースとは、どのようなコースか。	育児中や介護中等の外出が制限される者、シフト制の労働者など不安定な就労状態にある者等で実施日時が特定された科目のみで構成される訓練の受講が困難な者で、自宅に情報通信環境やパソコン等を有しパソコンの基本操作を習得している者を対象とし、講義動画の配信等による訓練を行うコースです。 詳細は仕様書で確認してください。
本訓練の実施場所は、千葉県内とは限らないのか。	本訓練の実施場所は、日本国内とします。ただし、入校式、修了式及びスクーリングについては千葉県内で実施する必要があります。
提出方法は、新規コースの場合は持参しなければならないのか。	持参の必要はありませんが、新規コースを提案する場合は、企画提案書の提出前に必ずご連絡ください。
eラーニング講座を実施したことが無いが提案できるか。	LMSによるWeb配信講座等を実施した実績(企画提案施設以外の施設での実績を含む)が法人として無い場合は提案できません。なお、他県事業所の実績があれば提案できます。 企画提案者は、Web配信講座等の実績を様式12の3に必ず記載してください。 また、提案するコースのeラーニング教材・LMSのカタログ等を添付してください。
コースの概要には、就職に必要な資格取得等、就職に結びつく技能の習得を目的とした訓練としか記載が無いが、どんな提案をしてもよいのか。	仕様書11の①の要件を全て満たすとともに、11の②のいずれにも該当しないものであれば提案可能です。
デジタル訓練促進費とはどのような場合に支給されるか。	「知識等習得コース等関係Q & A」に記載のとおりです。
就職支援はどのように行うのか。	スクーリングの活用等により就職支援を行ってください。詳細は仕様書で確認してください。
訓練期間の縛りはあるか。	訓練期間は2ヶ月又は3ヶ月です。 訓練期間が2ヶ月の場合は様式3-2-1,3-2-2を、3ヶ月の場合は加えて3-2-3も提出してください。
推奨訓練日程計画とはどのようなもので、どう計画すればよいか。	下に記載例を掲載しています(記載例の訓練期間は2ヶ月です)。

推奨訓練日程計画

実施機関名		○○スクール千葉校					開始月		12月開講			
訓練コース		マイクロソフトオフィス実践科					訓練期間		2カ月			
1 ヶ月 目	月日	曜日	訓練内容									
			在宅訓練	確認 テスト	訓練 時間	訓練 日数	スクーリング	区分	開始 時刻	終了 時刻	訓練 時間	
							入校式・オリエンテー ション	集合	9:00	12:00	-	
1 ヶ月 目	12月1日	水										
	12月2日	木	Word基本操作習得①	1	3	1						
	12月3日	金	Word基本操作習得②	1	3	1						
	12月4日	土										
	12月5日	日										
	12月6日	月	Word基本操作習得③	1	3	1	ジョブカードの作成支援	集合	9:00	12:00	3	1
	12月7日	火	Word応用操作習得①	1	3	1						
	12月8日	水	Word応用操作習得②	1	3	1						
	12月9日	木	Word応用操作習得③	1	3	1						
	12月10日	金	Word応用操作習得④	1	3	1	[代替]ジョブカードの作成支援	集合	9:00	12:00		
	12月11日	土										
	12月12日	日										
	12月13日	月					ショフカード活用による キャリアコンサル	個別 集合	9:00	12:00	3	1
	12月14日	火	Excel基本操作習得①	1	3	1						
	12月15日	水	Excel基本操作習得②	1	3	1						
	12月16日	木	Excel基本操作習得③	1	3	1						
	12月17日	金	Excel応用操作習得①	1	3	1	[代替]ショフカード活 用によるキャリアコン	個別 集合	9:00	12:00		
	12月18日	土										
	12月19日	日										
	12月20日	月	Excel応用操作習得②	1	3	1						
	12月21日	火	Excel応用操作習得③	1	3	1						
	12月22日	水	Excel応用操作習得④	1	3	1						
	12月23日	木	Excel応用操作習得⑤	1	3	1						
	12月24日	金	Excel応用操作習得⑥	1	3	1						
	12月25日	土										
	12月26日	日										
	12月27日	月	Excel応用操作習得⑦	1	3	1						
	12月28日	火	Excel応用操作習得⑧	1	3	1						
	12月29日	水										
	12月30日	木										
	12月31日	金										
12月計			小計	18回	54h	18日	小計			2回	6h	2日
12月計			訓練時間	60時間			訓練日数	19日				

※1か月目の初日に入校式等、2か月目又は3ヶ月目の訓練最終日に修了式を設定すること。

入校式及び修了式は午前中に設定すること。

様式3-2-2

推奨訓練日程計画

実施機関名		○○スクール千葉校						開始月	12月開講			
訓練コース		マイクロソフトオフィス実践科						訓練期間	2ヶ月			
月日	曜日	訓練内容										
		在宅訓練	確認 テスト	訓練 時間	訓練 日数	スクーリング	区分	開始 時刻	終了 時刻	訓練 時間	訓練 日数	
1月1日	土									-	-	
1月2日	日											
1月3日	月											
1月4日	火	Excel応用操作習得⑩	1	3	1							
1月5日	水	Excel応用操作習得⑪	1	3	1							
1月6日	木	Excel応用操作習得⑫	1	3	1							
1月7日	金	Excel応用操作習得⑬	1	3	1							
1月8日	土											
1月9日	日											
1月10日	月											
1月11日	火	Power Point操作習得①	1	3	1	復歴書・職務経歴書作成指導	集合	9:00	12:00	3	1	
1月12日	水	Power Point操作習得②	1	3	1							
1月13日	木	Power Point操作習得③	1	3	1							
1月14日	金	Power Point操作習得④	1	3	1	[代替]復歴書・職務経歴書作成指導	集合	9:00	12:00			
2ヶ月目	1月15日	土										
	1月16日	日										
	1月17日	月				面接指導	集合	9:00	12:00	3	1	
	1月18日	火	Power Point操作習得⑤	1	3	1						
	1月19日	水	Power Point操作習得⑥	1	3	1						
	1月20日	木	Power Point操作習得⑦	1	3	1						
	1月21日	金	Power Point操作習得⑧	1	3	1	[代替]面接指導	集合	9:00	12:00		
	1月22日	土										
	1月23日	日										
	1月24日	月	Access操作習得①	1	3	1						
	1月25日	火	Access操作習得②	1	3	1						
	1月26日	水	Access操作習得③	1	3	1						
	1月27日	木	Access操作習得④	1	3	1						
	1月28日	金	Access操作習得⑤	1	3	1						
	1月29日	土										
	1月30日	日										
	1月31日	月				修了式	集合	9:00	12:00	-	-	
			小計	17回	51h	17日	小計			2回	6h	2日
	1月計		訓練時間	57時間			訓練日数	18日				

※1か月目の初日に入校式等、2か月目又は3ヶ月目の訓練最終日に修了式を設定すること。

入校式及び修了式は午前中に設定すること。

介護分野の職場体験、職場見学、企業実習に関するQ&A

R7.1/28 時点

質問	回答
職場見学とは何を指すのか。	介護(障害)福祉サービス利用者(以下「利用者」という。)のいる時間帯に福祉施設等を訪問し、施設職員の説明を受けながら福祉サービス提供の実態を見学することを指します。
職場体験とは何を指すのか。	一つの福祉施設等において、当該施設職員の指導を受けながら、施設職員が利用者に提供するサービスの補助等を行うことを指します。
企業実習とは何を指すのか。	一つの福祉施設等において、当該施設職員の指導を受けながら、利用者に提供するサービスについて法令の範囲内で行うことを指します。なお、企業実習を行う場合は、保険への加入が必要です。
「企業実習」と「職場体験」の違いは何か。	実習は、法令の範囲内でサービスの提供を行うことであり、保険加入も必要ですが、体験は、サービス提供の補助を行うものです。
オンラインとは何を指すのか。	通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、見学先の社員等と訓練生が映像・音声により互いにやり取りを行う等の同時かつ双方向に行われるものを指します。
施設等とは何を指すのか。	原則として、介護保険法又は障害者総合支援法に基づく施設サービス又は在宅サービスで介護職員の配置がされている施設や事業所を指します。ただし、訪問看護事業所等、医療系の施設や事業所は除きます。
障害福祉施設は対象になることだが、障害児向けのサービスは対象になるか。	障害児向けの福祉サービスは児童福祉法に基づくものであり、見学等の対象としては認められません。
訓練実施機関が開設している福祉施設等の職場見学等は認められるか。	認められますが、なるべく、1か所は訓練実施機関とは別の法人が開設する福祉施設等の職場見学等を行ってください。
デイサービス事業所2か所等、同じサービスで複数の職場見学等は認められるか。	訓練生の多様な就業希望に応じるため、原則、異なるサービスで職場見学等を設定してください。
お泊りデイサービスや夜のショートステイ等の職場見学等は認められるか。	適切ではありません(もっぱら夜間帯になる場合を除き、県(テクノスクール)において判断するものとします)。
お泊りデイサービスや障害者のグループホーム等、日中に利用者がいない施設等において、日中の職場見学等は認められるか。	元々利用者がいない前提の施設(時間帯)の職場見学等は認められません。
病院や診療所でも介護職員が働いているところがあるが、そういった病院や診療所の職場見学等は認められるか。	病院、診療所、訪問看護事業所等の医療系施設(事業所)の職場見学等は認められません。

質問	回答
富山型デイサービス等、様々な年齢で様々な支援が必要な人を受け入れているような施設の職場見学等は認められるか。	介護職員の配置がされている施設の職場見学等は認められます。このような施設で複数のサービス提供施設(事業所)として指定(登録)されている場合、基本的には1か所とカウントします。
小規模多機能型居宅介護事業所等、複数の福祉サービスを提供している施設は、職場見学等としては、何か所としてカウントできるか。	小規模多機能型居宅介護事業所等、複数のサービスを組み合わせて一つの施設で提供している場合は、基本的に1か所とカウントします。
同一敷地内や近隣地で同一法人が複数施設(事業所)で複数の福祉サービスを提供している場合、職場見学等としては、何か所としてカウントできるか。	同一の法人であっても、複数の施設で異なる福祉サービスを提供している場合は、それぞれ1ヶ所とカウントできます。
「複数」について、同じ施設を2回別日程で「見学」でもよいか。または、同じ施設を別日程で「見学」「体験」を実施するとしても要件を満たすか。	原則としていずれも1カウントです。ただし、同一施設で、異なるサービスをそれぞれ独立して提供しているような場合は、それぞれカウントする余地はあります。
「職場見学等」のうち例えば、職場見学のみを2か所で実施しその他要件を満たせば職場見学等推進費は支給されるか。	支給可能です。
同一の事業所で職場見学と職場実習を実施しても1か所の取扱いになるのか。	1か所です。
1日のうちで2か所以上の職場見学を行った場合、2か所以上の職場見学としてカウントできるか。	1日のうちで2か所以上職場見学等を行った場合も、2か所以上の職場見学等となります。なお、移動時間は原則として訓練時間とはなりません。
職場見学等の実施場所への移動時間は訓練時間に含まれないという整理でよいか。	職場見学等の実施場所への移動時間は職場見学等の実施時間に含めないこととします。
全訓練期間(月数)分、職場見学等推進費が支給されるのか。	訓練期間(月数)に関係なく、入校者1人当たり10,000円を支給します。(支給要件に該当した場合)
職場見学等推進費の支給額の算定はどのように行うのか。	仕様書9(2)支払額の算定④職場見学等推進費に基づき算定します。
職場見学等推進費について、「1人当たり1万円」とあるが、外税でよいか。(つまり、税込み11,000円になる)	外税です。
カリキュラムで予定していた時間と実際に職場見学等を実施した時間が異なる場合、時間数はどうなるか(例:1時間の職場見学を予定していたが、見学先施設の事情により40分で終了した場合等)。	原則、カリキュラムどおりの時間数の実施が必要です。

知識等習得コース等関係Q & A

R7.1/28時点

内容	回答
オンラインで訓練を行うことはできるか。	通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやり取りを行う等の同時かつ双方向に行われる訓練（以下「オンライン訓練」という。）をあらかじめカリキュラムに組み込むことができます。オンライン訓練を行う訓練機関は、企画提案時に様式17を提出してください。 なお、オンライン訓練時の訓練生負担等について、募集案内・施設見学会等において、あらかじめ説明が必要です。
同時かつ双方向でないビデオ配信等による訓練を行うことはできるか。	同時かつ双方向でないビデオ配信等による訓練を行うことはできません（eラーニングコースを除く）。
同地域で同じ募集期間内に同分野のコースは2つまでということであるが、同じパソコン（オフィス系）の分野で入門者向けと中級者向けのコースがある場合、これも一つの分類として取り扱われることになるのか。	一つの分類として取り扱われることになります。
知識等習得コースであっても訓練導入講習の記載は必要なのか。	デュアルコース以外の場合、記載は必要ありません。 デュアルコースの提案には必ず記載してください。
知識等習得コースであってもスクーリングの記載は必要か。	eラーニングコース以外の場合、記載は必要ありません。 eラーニングコースの提案には必ず記載してください。
企画提案の応募にあたっては、千葉県物品等入札参加資格（委託）については、何年度のものが必要なのか。	企画提案の時点では令和6・7年度の入札参加資格が必要です。そして、契約時には令和8・9年度の入札参加資格が必要です。新規提案等の場合で、まだ手続きがなされていない場合は、千葉県管財課で随時申請の手続き（一般競争入札参加予定連絡票を必ず添付）を、早急に行ってください。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kanzai/nyuu-kei/buppin-itaku/sankashikaku/shinsei.html
養成施設指定の有無について	国や自治体から指定を受けているものがあれば、有としてご記載ください。 例：介護福祉士養成施設・社会福祉士養成施設等
主な設備の記載内容について	施設の設備（例：休憩室等） 訓練に使う備品等　自由に記載していただければよいです。
就職活動日について確定していないがどうしたらよいか。（様式2）	予定として記載していただければよいです。
高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコースとは、どのようなコースか。	概ね60歳以上の者を対象とし、専門科目、高齢求職者専門科目及び高齢求職者就職促進科目から構成されるカリキュラムにより、高齢求職者の就職に必要な資格取得及びその他、高齢求職者の就職に結びつく技能の習得を目指すコースです。詳細は仕様書で確認してください。
高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコースは、60歳以上の者しか受講できないのか。	概ね60歳以上の者を対象とするコースですが、申し込み時に50歳以上の者については受講可能です。
パソコン（オフィス系）とは、どのようなコースか。	学科・実技のカリキュラム中で、MicrosoftのWord、Excel、PowerPoint、Accessなどのオフィス系パソコン技能について学ぶ時間が、原則過半数を超えているコースです。
デジタル人材育成コースとは、どのようなコースか。	学科・実技のカリキュラム中で、ITパスポート・基本情報技術者などのIT資格取得、ウェブデザイン又はプログラミング言語（python等）について学ぶ時間が原則過半数を超えているコースです。

内容	回答
オフィス系パソコン技能とウェブデザインを半々で学ぶコースはパソコン(オフィス系)とデジタル人材育成コースのどちらになるか。	原則、パソコン(オフィス系)コースになります。 ただし、ITパスポート・基本情報技術者などのIT資格取得、ウェブデザイン又はプログラミング言語(python等)に関する専門人材の育成が訓練目標(仕上がり像)となっている場合や、ITS標準(以下「ITSS」という。)レベル1以上の資格取得を目指すカリキュラムとなっている場合、デジタル人材育成コースで申請することができます。
デジタル訓練促進費はどのような場合に支給されるか。	① ITSSレベル1以上のIT資格取得率が35%以上またはWebデザイン関係の資格取得率が50%以上で、かつデジタル訓練促進費就職率が70%以上の場合に支給されます。 なお、IT資格取得率35%以上(Webデザイン関係の資格取得率が50%以上)とは、訓練修了者又は就職のために中退した者の35%(Webデザインの資格の場合は50%)以上が、該当する資格を、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3ヶ月以内(就職のために中退した者については中退日まで)に新規に取得した場合を指します。ただし、訓練受講者が複数の資格を新規に取得しても、新規資格取得者としては1人として數えます。 なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外します。 ② ①に該当しない場合に、DX推進スキル標準対応コースであれば支給されます。DX推進スキル標準対応コースとは、「企画提案書様式」別紙1の「スキル項目・学習項目チェックシート」に記されているA「ビジネス変革」、B「データ活用」、C「テクノロジー」、D「セキュリティ技術」のうち、複数のカテゴリーがカリキュラムに盛り込まれたコースのことです。
ITSSレベル1以上の資格とはどのような資格か。	NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものとし、訓練生募集案内等に明記するものとします。なお、複数の資格の取得を目指すコースも設定可能とします。
Webデザイン関係の資格とはどのような資格か。	千葉県離職者等再就職訓練仕様書(知識等習得コース・デジタル人材育成)の14ページにある別添2をご覧ください。
ITパスポートはITSSレベル1以上の資格に該当するか(以前はITSSレベル1の資格とされていた。)。	ITパスポートは、現在は、上記の「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されていませんので、対象外になります。
MOS検定やWEBクリエイター能力認定試験はITSSレベル1以上の資格に該当するか。	現在、上記の「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されていないものは、全て対象外になります。
デジタル訓練促進費は、ITSSレベル2以上の資格取得を目指すコースでもよいか。	ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースであれば、デジタル訓練促進費の対象コースになります。
ITSSレベル1以上の資格と、対象外のMOS検定の複数の資格取得を目指すコースでもよいか。	対象外の資格以外に、ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースであれば、デジタル訓練促進費の対象コースになります。
ITSSレベル1以上またはWebデザイン関係の資格取得を目指さないコースでも、「デジタル人材育成コース」で申請できるか。	ITパスポートなどのIT資格取得、ウェブデザイン又はプログラミング言語(python等)等に関する専門人材の育成が訓練目標(仕上がり像)となっている場合、「デジタル人材育成コース」で申請できます。

内容	回答
訓練実施計画等で目標として明記していないITSSレベル1以上の資格を訓練生が新規に取得した場合、新規資格取得者として、IT資格取得率の算定に加えられるか。	算定には加えられません。
1人の訓練生が複数の資格を取得した場合、新規資格者としてはどのようにカウントするのか。	1人の訓練生が複数の資格を新規に取得した場合も、新規資格取得者としては1人で算定します。
ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースの場合、ITSSレベル1以上の資格試験の受験は必須か、訓練生の任意か。	ITSSレベル1以上の資格試験の受験は必須ではありませんが、募集案内等で資格取得を勧めるなどに努めてください。
既にITSSレベル1以上の資格を取得している者も、ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースを受講できるか。その場合のデジタル資格取得率の計算はどうなるか。	既に資格取得済の者が、同資格の訓練コースの受講を希望する場合でも、受講可能です。この場合、デジタル資格取得率の算定においては、合格証や資格証の写しを確認できた場合に、当該者を分子分母から除外することとします（複数のITSSレベル1以上またはWebデザイン関係の資格取得を目指すコースでは、それを全て取得していた者のみ除くこととします。）。なお、デジタル訓練促進費就職率の算定では、当該者も分子分母に含めます。
次の者は受講可能か。 ①IT関連職種で就業経験のあるITSSレベル1以上の資格未取得者 ②ITSSレベル1以上の資格を既に取得しているが、他のITSSレベル1以上の資格取得を希望する者	①、②とも対象になります。この場合、IT資格取得率の算定に含めます（他のITSSレベル1以上の資格の取得ができなくても算定から除外しません）。
次の者が受験して合格した場合、「新規資格取得者」となるか。 ①CCNAやCompTIA Network+などの有効期限が訓練開始前に失効している者が、対象期間中に再度CCNAやCompTIA Network+を受験して合格した場合 ②CCNAやCompTIA Network+などの有効期限が対象期間中に失効する者が、失効前に再度受験して合格した場合	①については、新規資格取得者として差し支えありません。 ②についても、訓練実施期間中に資格の有効期限が失効する者については、新規資格取得者として差し支えありません。
受験回数に制限はあるか。	制限はありません。
デジタル資格取得の確認はどのように行うのか。	訓練生から、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内の日付の合格証書の写し等の提出を受け、取扱テクノスクールに提出する報告書に添付してください。合格証書の写し等の提出が無い場合、資格取得の確認ができないため、新規資格取得者とはみなされません。
ITSSレベル1以上の資格取得を目指すコースの場合、就職率の算定に用いる就職先はIT関連職種に限定されるか。	（デジタル訓練促進費就職率の対象就職者である必要がありますが、）職種は、IT関連職種以外でも、就職としてカウントします。
デジタル訓練促進費の支払はいつか。	訓練修了日の翌日から起算して3か月以内の就職率及び資格取得率の要件を確認した上で、デジタル訓練促進費を支払うことになります。 ただし、DX推進スキル標準対応コースのみの設定でデジタル資格の取得を目指さないコースの場合は訓練実施経費と同じ時期に支払われます。
ITSSレベル1以上の資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内に受験し、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内を超えてから結果が判明する場合、新規資格取得者に該当するか。	合格発表日が、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内に当てはまらない場合は、一律に対象外となります。
DX推進スキル標準の詳細が知りたい。	以下のサイトをご覧ください。 ※経済産業省HP「デジタルスキル標準」 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html
DX推進スキル標準対応コースかどうかの判断はどのように行うのか。	企画提案時に「スキル項目・学習項目チェックシート（別紙1）」を提出していただきます。別紙1に記されているA～Dのカテゴリーのうち2つ以上のカテゴリーにチェックが入ればDX推進スキル標準対応コースと認められます（スキル項目に1つでもチェックが入ればそのカテゴリーにチェックが入ったことになり、カテゴリー内のすべてのスキル項目を満たさなければいけないわけではありません）。訓練カリキュラムを作成する際（様式3の科目の内容欄）は、チェックシートに記載のある学習項目例となるべく同じ表現を使うようにしてください。カリキュラムに該当項目が盛り込まれていることがわかりづらい場合には、訓練カリキュラムの該当箇所がわかる資料を提出していただきます。

内容	回答
どの分野のコースでも(例えば、介護分野のコースでも)DX推進スキル標準対応コースとして認められるのか。	<p>デジタル分野に関連するコースのみが対象となり、介護コースは認められません。</p> <p>デジタル分野に関連するコースかどうかについては、DX推進スキル標準(参照: https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html)で示されている人材類型・ロールに必要とされるスキルを身に付けるための訓練カリキュラムや仕上がり像となっているかどうかを判断基準とし、県で判断します。</p>
デジタル資格に係るデジタル訓練促進費とDX推進スキル標準対応コースに係るデジタル訓練促進費の併給はできるのか。	<p>できません。資格取得コースとDX推進スキル標準対応コースを併用したコース設定はできますが、その場合、資格取得コースの要件によるデジタル訓練促進費が支給されない場合に限り、DX推進スキル標準対応コースによるデジタル訓練促進費を支給します。</p>
デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムを設定することとしているが、具体的にどうすればよいか。	<p>企画提案の際には別紙2「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を提出することにより、それぞれの分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定してください。</p> <p>上記カリキュラム設定の際は、以下の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙2の【項目】は、別紙3の項目番号と対応しています。 ・原則、別紙3中の「行動例/学習項目例」に挙げられているものを盛り込んで様式3のカリキュラムを作成し、その項目番号に該当する別紙2の【項目】のチェック欄にチェックをつけて提出してください(別紙2のうち複数の項目にチェックをつけてもよいです)。 ・様式3のデジタルリテラシー該当科目については、科目の内容のところに「(デジタルリテラシー)」などと記載するようにしてください。あわせて、添付書類として、訓練内容の該当箇所がわかる資料を提出してください。 ・別紙3の中には例を用いてカリキュラムを作成しても差し支えありませんが、その場合、別紙2の「その他」欄に、別紙3を参考に検討したカリキュラム内容と別紙3中の該当する項目番号を記載してください。
デジタルリテラシーの必要性・重要性の周知は必ずしなければいけないのか。	デジタル分野以外のコースにおいては必ず行ってください。